

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	若者育成認定企業（仮称）に係る割増償却制度の創設 (国税2)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	企業における若者の人材確保・育成に係る取組をより一層推進するため、若者育成認定企業（仮称）が取得等した研修施設等の建物や OA 機器等の設備についての割増償却制度を創設する。
3	担当部局	職業安定局派遣・有期労働対策部企画課若年者雇用対策室
4	評価実施時期	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成 29 年 3 月 31 日まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 少子高齢化による人口減少社会の中で経済成長を実現していくためには、意欲と能力のある若者のより一層の活躍が不可欠である。 少子高齢化による人口構造の変化により、若者をはじめとした労働力不足が顕在化しつつある中、若者の採用・育成に積極的な中小企業等は多く存在するが、これらの企業が求人を充足したり、雇い入れた従業員の育成を図ったりすることに困難な面があることは否定できない状況にある。こうした企業の人材確保・育成の取組について、一層の支援を図ることは、中長期的に見た場合、企業の成長を後押しするものであると同時に、より多くの若者の育成・活躍にも資するものであり、日本経済の発展に寄与するものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 現在、厚生労働省では、一定の労務管理の体制が整備されており、若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業について積極的に PR 等を行う「若者応援企業宣言」事業を実施しているところだが、当該事業を抜本的に強化することも含めて、次期通常国会への提出に向けて「若者雇用対策法」（仮称）を検討している。 本法では若者の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表し、離職率や所定外労働時間数、人材育成等の一定の要件を満たした中小企業等については、「若者育成認定企業（仮称）」として厚生労働大臣が認定する仕組みを設けることとしている。こうして認定を受けた中小企業等への人材確保・育成の取組を経済的に支援することが、中小企業等への若者の定着を促し、中長期的成長を促進する上で極めて重要である。 なお、「日本再興戦略」改訂 2014」においても、当該事業の抜本的強化が求められているとともに、自民党・公明党からも認定企業に対する優遇措置についての検討が求められている。</p>

		<p>○日本再興戦略 改訂 2014－未来への挑戦－（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定） 第Ⅱ 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 2 雇用制度改革・人材力の強化 2-2 女性の活躍推進／若者・高齢者等の活躍推進／外国人材の活用 (3) 新たに講ずべき具体的施策 ii)若者・高齢者等の活躍推進 ① 未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の推進 就職準備段階から、就職活動段階、就職後のキャリア形成に至るまでの若者雇用対策が社会全体で推進されるよう、以下の施策をはじめとする総合的な対策について検討を行い、法的整備が必要なものについては、次期通常国会への法案提出を目指す。 ・ 「若者応援企業宣言」事業の抜本的な強化を図り、優良な中小企業の情報発信・採用を支援する。</p> <p>○自民党 雇用問題調査会 提言 「若者の雇用対策に関する提言－未来を創る若者雇用・育成の総合的対策を－」（4月23日取りまとめ） 「若者応援企業宣言」事業を若者の適切な企業選択に積極的に協力する中小企業等の認定制度として、認定を受けた企業には各種の優遇措置を検討するなど、抜本的な強化を図る必要がある。」</p> <p>○公明党 雇用・労働問題対策本部 青年委員会 提言 「若者が生き生きと働ける社会の実現に向けて」（5月7日取りまとめ） 「若者応援企業宣言」事業を引き続き積極的に実施するとともに、・・・認定制度として拡充し、認定企業への支援措置を新設すべきである。」</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標Ⅳ-3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策中目標Ⅳ-3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 今後の労働政策審議会の議論により、定着率を含めた認定要件等が決められるため、現時点では達成目標の設定は困難。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 今後の労働政策審議会の議論により、定着率を含めた認定要件等が決められるため、現時点では測定指標の設定は困難。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 －</p>	
8	有効性等	① 適用数等	－
		② 減収額	<p>平年度の減収見込額：152 百万円 制度自体の減収額：0 百万円</p>

		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 割増償却制度により、若者育成認定企業(仮称)における研修施設等の建物やOA機器等の設備の取得等を支援することは、中長期的に見た場合、企業の成長を後押しするものであると同時に、より多くの若者の育成・活躍にも資するものであり、日本経済の発展に寄与するものである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 今後の労働政策審議会の議論に応じて達成目標が設定されるため、現時点では推計が困難。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 若者の採用・育成に積極的な中小企業等において、求人の充足や雇い入れた従業員の育成が進まず、企業の成長の足かせになると同時に、日本経済の発展が損なわれるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 若者の採用・育成に積極的な中小企業等を支援することは、「日本再興戦略」改訂2014にも記載されており、政府全体として取り組むべき課題である。本税制優遇措置により若者育成認定企業(仮称)の人材確保・育成の取組について、一層の支援を図ることは、企業の成長を後押しするものであると同時に、より多くの若者の育成・活躍にも資するものであり、日本経済の発展に寄与するものである。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>企業内人材育成の方法・内容は業界や企業規模等によって様々であり、企業が独自で研修施設等の建物やOA機器等の設備を整備し、自社固有のニーズに応じた研修を行えるようにすることは、効果的な人材育成・定着及び企業の中長期的成長に資すると考えられる。</p> <p>若者の採用・育成に積極的であり、かつ今後成長が見込まれる中小企業等について、業種を問わず幅広い企業を対象とし、企業の固有の人材育成ニーズに応じた研修施設等の建物やOA機器等の設備の整備に係る取組を後押しするためには、税制上の優遇措置によって経済的インセンティブを与えることが妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>キャリア形成促進助成金は訓練・研修を実施する場合に訓練経費(部外講師への謝金、教材費など)や訓練期間中に支払った賃金の一部を助成するものであるが、本税制では、中小企業等自らが自前の研修施設等をもって訓練・研修を実施する際に必要となる施設の取得等に関する支援を想定している。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—